

尾久東部地区地区計画原案に関する説明会 記録

日 時 令和3年3月27日(土) 午前10時から10時40分

場 所 荒川区役所北庁舎1階 101会議室

※新型コロナウイルス感染症拡大防止策として予定会場の利用が制限されていたため、急遽会場を変更。

出席者 14名(内1名途中退席※)

※受付時マスク未着用の方がいたため退出。その後、電話にて説明。

意見の概要と意見に対する区の考え方

No.	発言者	意見の概要	意見に対する区の回答・考え方
1	A氏	区画道路▲号線は、安全な避難経路の確保と日常生活の利便性向上を図るために、具体的に何を行うのか。	安全な避難経路の確保と日常生活の利便性向上を図るために、主要生活道路は、沿道に壁面の位置と工作物の設置制限を行うことで、道路幅を進めていくことになるが、区画道路は最低限の幅員 4mを確保していく路線であり、主要生活道路を補完する路線として位置づけるものである。
2		主要生活道路沿道では、建替え時に後退が必要になるだけで、今すぐ建替えて欲しいというわけではないのか。	皆様の建替えのタイミングでセットバックしていただくもので、今すぐ建替えを強要するものではない。
3	B氏	近所に空き家が多いのだが、どうすればいいか。	空き家については、区で把握しているものもあるが、急に空き家になるものもあれば、急に住居として使用されるケースもある中、区で把握していない空き家も多数あると思われる。後程詳しい場所教えていただき、対応させていただきたい。
4	C氏	地区区分における複合住宅地区(B)について、具体的な説明はあるか。	複合住宅地区(B)のまちづくり方針では、「良好な住環境の形成に配慮した土地利用を促進し、住宅・商業・工業の共存による調和のとれた複合市街地を形成する」としている。 地区内の建物は住宅が最も多く、商店や工場もあり、現在も複合市街地が形成されている状況にある。今後は性風俗店舗やパチンコ店等を制限することで、これまでの住環境を維持していくというのが、基本的な考え方である。
5	D氏	建築物等の高さの最高限度について、地区区分毎に規制値が示されているが、具体的には何階建てになるのか。	建築物の階高は概ね3mであることから、尾久橋通り沿道地区・明治通り沿道地区の50mは16階程度、都電通り沿道地区・旭電化通り沿道地区の35mは11階程度、尾久の原防災通り沿道地区の30

			mは10階程度、商店街沿道地区・複合住宅地区(A)・(B)の16 mは5階程度となる。
--	--	--	--